

水俣市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

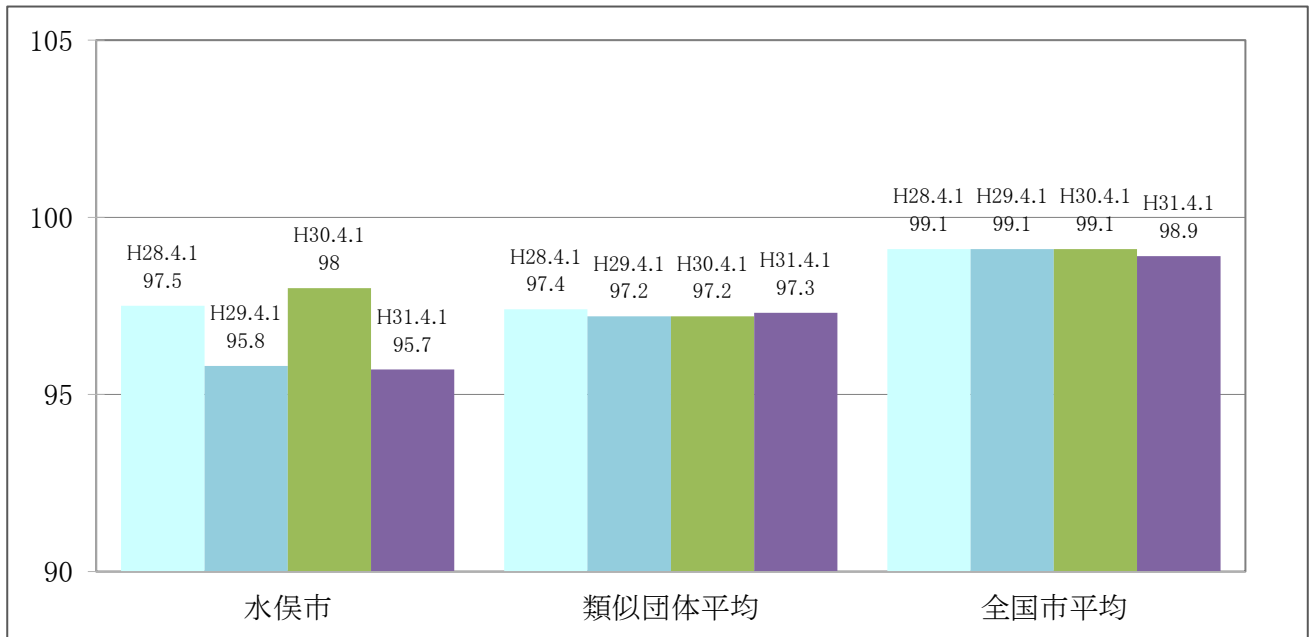
区 分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考)平成29年度 の人件費率
平成 30年度	人 24,705	千円 14,851,854	千円 107,573	千円 2,264,092	% 15.2	% 14.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 30年度	人 254	千円 905,845	千円 116,136	千円 379,744	千円 1,401,725	千円 5,519	千円 5,855

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 本市は地域手当の支給対象地域ではないため、地域手当補正後の指数は記載していない。
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

[実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成28年4月1日
 （内容）一般行政職の給料表について、国に準じて引き下げを実施
 激変緩和のため、経過措置（現給保障）を実施

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準において水俣市内は支給対象外となっており、水俣市においても同様に支給対象外としている。

（参考）

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合	令和元年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後				
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
水俣市の支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施
 （平成27年4月1日実施）

(5) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成31年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
水俣市	44.1歳	317,100円	371,618円	341,987円
熊本県	43.3歳	329,873円	404,820円	356,965円
国	43.4歳	329,433円	—	411,123円
類似団体	42.3歳	313,800円	371,311円	340,069円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する 民間の類 似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
水俣市	51.5歳	6人	321,600円	359,300円	344,300円	—	—	—	—
うち 学校給食員	47.6歳	4人	334,400円	384,925円	362,925円	調理士	43.4歳	253,000円	1.52
うちその他	x	2人	x	x	x	—	—	—	—
熊本県	53.2歳	252人	335,926円	375,281円	351,020円	—	—	—	—
国	50.9歳	2,431人	287,312円	—	329,380円	—	—	—	—
類似団体	50.8歳	36人	317,087円	343,761円	328,940円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
水俣市	—	—	—
うち 学校給食員	6,302,100円	3,392,000円	1.86
うちその他	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成28年～平成30年の3カ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※表中のxについては、個人が特定されうるため秘匿している。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成31年4月1日現在)

区分		水俣市	熊本県	国
一般行政職	大学卒	180,700円	187,200円	180,700円
	高校卒	148,600円	153,000円	148,600円
技能労務職	高校卒	—	155,500円	—
	中学卒	—	139,300円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成31年4月1日現在)

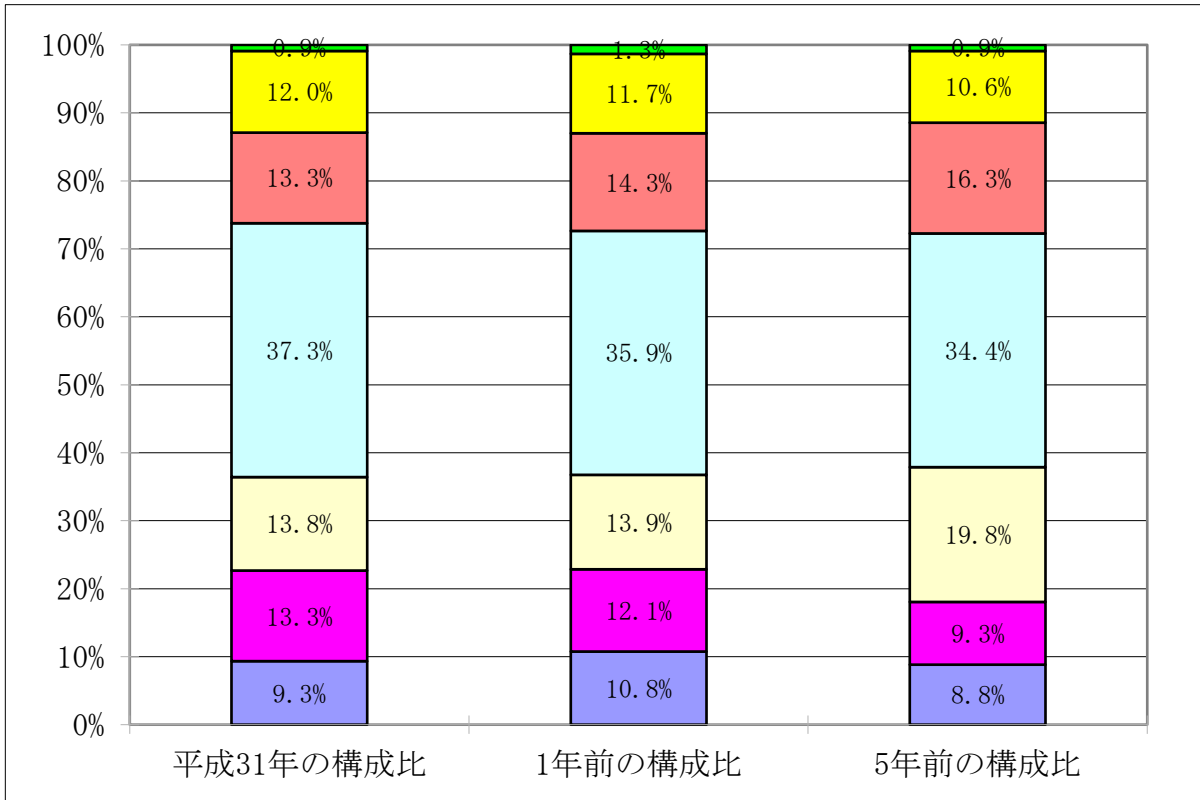
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	260,550円	343,022円	374,800円	402,133円
	高校卒	—	290,700円	337,250円	366,450円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成31年4月1日現在)

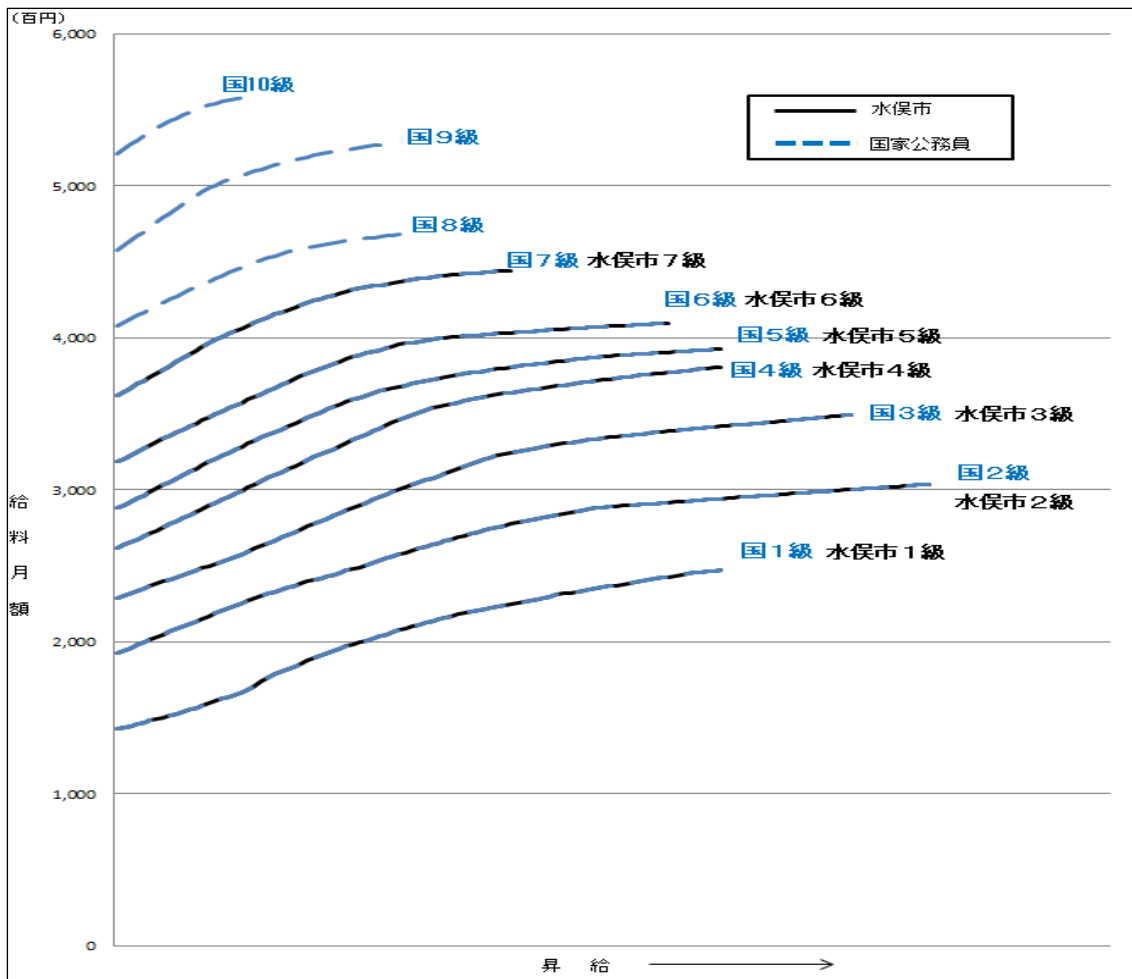
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事及び技師の職務	21人	9.3%	144,100円	247,600円
2級	高度な知識又は経験を持つ主事及び技師の職務	30人	13.3%	194,000円	304,200円
3級	1 係長の職務 2 参事及び主査の職務	31人	13.8%	230,000円	350,000円
4級	1 課長補佐及び室長の職務 2 主幹の職務 3 高度な知識又は経験を必要とする係長の職務 4 高度な知識又は経験を必要とする参事及び主査の職務	84人	37.3%	263,000円	381,000円
5級	1 課長及び局長の職務 2 高度な知識又は経験を必要とする課長補佐及び室長の職務 3 高度な知識又は経験を必要とする主幹の職務	30人	13.3%	288,900円	393,000円
6級	1 部次長の職務 2 高度な知識又は経験を必要とする課長及び局長の職務	27人	12.0%	319,200円	410,200円
7級	部長の職務	2人	0.9%	362,900円	444,900円

- (注) 1 水俣市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



※下から順に1級から7級

(2) 国との給与カーブ比較表 (行政職 (一)) (平成 31 年 4 月 1 日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況

平成 31 年 4 月 2 日から令和 2 年 4 月 1 日までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

水俣市	熊本県	国
1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,509千円	1人当たり平均支給額（平成30年度） 1,718千円	—
（平成30年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 （1.45）月分 （0.90）月分	（平成30年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 （1.45）月分 （0.90）月分	（平成30年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 （1.45）月分 （0.90）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、0職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、0職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、0職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当（平成31年4月1日現在）

水俣市			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期対象特例措置 （割増率2～45%）			定年前早期対象特例措置 （割増率2～45%）		
1人当たり			1人当たり		
平均支給額		20,962千円	平均支給額		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した一般行政職に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給対象外

(4) 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算）		2,244千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）		34,523円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度）		25.6%		
手当の種類（手当数）		6		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成30年度決算）	左記職員に対する 支給単価
税務手当	市税の賦課又は徴収事務に従事する職員	市税の賦課又は徴収事務	1,248千円	月額 4,000円
		出張して行う動産差押及び物件引揚等の滞納処分	1千円	日額 200円
感染症防疫作業手当	感染症の防疫に従事する職員	染症新法第27条第2項等に掲げる作業	0円	日額 200円
行旅病人同死亡人取扱手当	行旅病人等の収容作業に従事した職員	行旅病人の収容業務	4千円	日額 1,000円
		行旅死亡人の収容業務	0円	日額 2,000円
福祉業務手当	福祉事務所に勤務する職員	生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法による面接、調査等	924千円	月額 3,500円
清掃手当	塵芥等の収集、運搬、焼却及び埋立作業に従事した職員	左記業務	23千円	月額 3,000円
用地交渉従事手当	公共事業の施行に伴う用地の取得又は物件移転に係る補償等の業務に従事した職員	左記業務	44千円	日額 400円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算）	31,313千円
職員1人当たり平均支給年額 （平成30年度決算）	123千円
支給実績（平成29年度決算）	40,356千円
職員1人当たり平均支給年額 （平成29年度決算）	160千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成30年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員 配偶者 6,500円 子 10,000円 その他 6,500円 加算措置あり	同		32,554千円	214,171円
住居手当	自ら借り受けている住居に居住している職員 最高額27,000円	同		25,770千円	265,670円
通勤手当	交通機関を使用する職員 上限55,000円 交通用具を利用する職員 2000円～24,400円	異	交通用具 40km以上 24,400円	7,978千円	67,610円
管理職手当	管理監督の地位にある課長級以上の職員 39,100円～53,000円	同		14,827千円	478,290円
管理職特別勤務手当	管理職手当を支給されている職員が臨時、緊急的に週休日又は休日等に勤務した場合	同		492千円	28,941円

5 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区分		給料月額等	
給料	市区町村長	814,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 950,000円/574,000円
	副市町村長	645,000円	781,000円/512,000円
報酬	議長	357,300円	510,000円/310,000円
	副議長	328,500円	455,000円/280,000円
	議員	306,900円	430,000円/260,000円
期末手当	市区町村長 副市町村長	(平成30年度支給割合) 3.35月分	
	議長 副議長 議員	(平成30年度支給割合) 3.35月分	
退職手当	市区町村長 副市町村長	(算定方式) 814千円×在職年数×2 645千円×在職年数×1.5	(1期の手当額) 6,512千円 3,870千円
	備考		(支給時期) 任期ごと 任期ごと

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

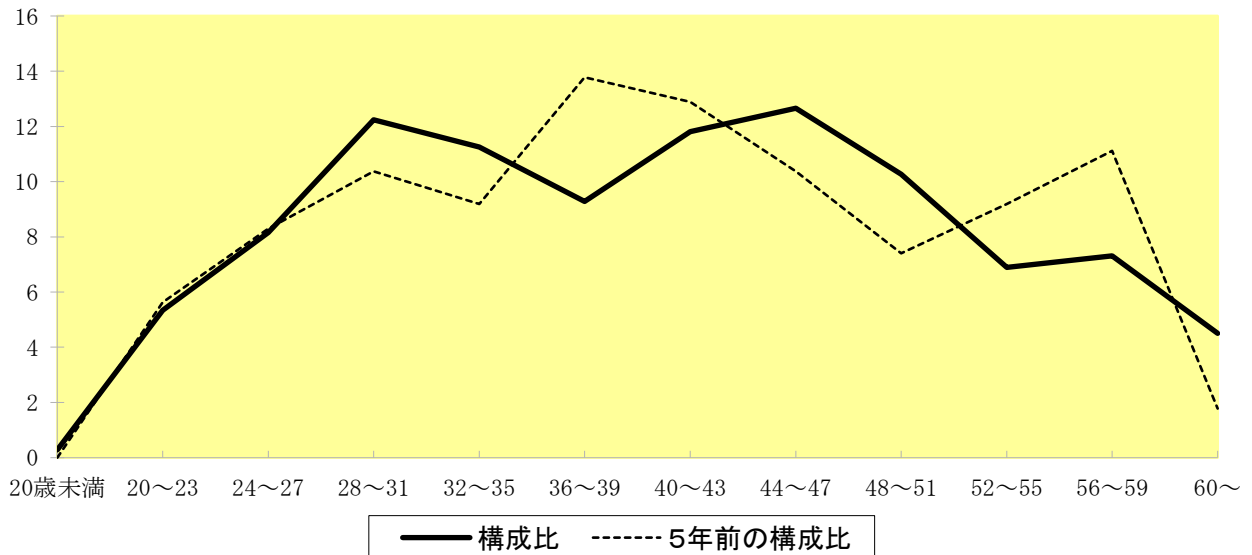
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 数	主 な 増 減 理 由
			平成30年	平成31年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	一 般 行 政 福 祉 関 係	160 59	159 59	△ 1 0	
		計	219	218	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 88.24人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 73.01人)
	教 育 部 門		35	35	0	
	消 防 部 門		0	0	0	
	小 計		254	253	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 102.41人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 92.61人)
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院 事 業 会 計		406	423	17	
	水 道 事 業 会 計		11	11	0	
	下 水 道 事 業 会 計		6	5	△ 1	
	そ の 他 事 業		19	19	0	
小 計		442	458	16		
合 計			696 [846]	711 [866]	15 [20]	<参考> 人口1万人当たり職員数 287.80人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成31年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以 上	計
職員数	2人	38人	58人	87人	80人	66人	84人	90人	73人	49人	52人	32人	711人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	210	210	214	218	219	218	8 (3.8%)
教育	38	36	34	34	35	35	△3 (△7.9%)
消防	0	0	0	0	0	0	0 ()
普通会計計	248	246	248	252	254	253	5 (2.0%)
公営企業等会計計	427	426	429	443	442	458	31 (7.3%)
総合計	675	672	677	695	696	711	36 (5.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。